

「特定非営利活動法人情報公開書類」公開等規約（平成 18 年 3 月 8 日付け地企画第 820 号）

（目的）

第 1 条 特定非営利活動促進法（平成 10 年法第 7 号。以下「法」という。）では、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）は、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきである」との考えにより、NPO 法人の情報公開の規定がおかれている。

岩手県（以下「県」という。）では、法の仕組みをより有効に機能させ、NPO 法人の情報を積極的に公開することで、県民の NPO への理解の促進を図るため、県公式ホームページ（以下、ホームページという。）、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）及び NPO 活動交流センター（以下「センター」という。）において、NPO 法人の法定情報公開書類（以下「公開書類」という。）の一部等を公開し、情報提供する。

（公開の根拠等）

第 2 条 公開書類（法に基づく縦覧及び閲覧書類）の一部を行政サービスとして、県が公開する。

（公開書類）

第 3 条 ホームページ、ポータルサイト及びセンターにおいて公開する書類は、別表 1 のとおりとする。

2 法の趣旨に基づき、全 NPO 法人の情報を公開する。ただし、NPO 法人からの要請で非公開とする場合は、当該法人から提出された理由書を公開する。

（公開の方法）

第 4 条 公開書類は、受付後、速やかに公開するものとする。

2 公開の期間は、別表 2 のとおりとする。

3 公開書類の更新は年 1 回とし、次の更新時期まで、訂正等による更新は原則として行わない。ただし、NPO 法人が解散した場合は、速やかに情報を削除する。

（NPO 法人の役割）

第 5 条 公開する書類は、法第 30 条に基づき、NPO 法人から提出があった書類であり、書類の内容に関する照会及び公開に関して生じた問題については、当該法人で対応するものとする。情報公開を行ったことに起因し、又は関連して生じた一切の損害については、県は賠償責任を負わない。

（県の役割）

第 6 条 情報を管理するとともに、情報公開に関する全般的な事項等に関する照会について対応する。

2 法に基づき提出することとされている書類（各種届出や提出書類等）の履行状況を必要に応じて情報提供する。

（市町村への権限移譲に伴う特記事項）

第 7 条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成 11 年岩手県条例第 62 号）別表第 2 の 27 に掲げる市町村が所管する NPO 法人については、センターで公開する書類と同じものを、県環境生活部若者女性協働推進室においても公開するものとする。

る。

(規約の変更等)

第8条 県は、本規約を適宜変更等できるものとする。その際のNPO法人へのお知らせは、ホームページへの掲載により行う。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分		書 類
縦覧書類	法人設立認証申請時	1 定款 2 事業計画書 3 活動予算書
閲覧書類	法人設立時	1 事業計画書 2 活動予算書 3 設立の時の財産目録
	事業報告書等提出後	1 事業報告書 2 活動計算書 3 貸借対照表 4 財産目録
定款	常時	定款 (最新のもの)

別表 2 (第 4 条関係)

区 分	書 類		公開期間
県公式ホームページ	縦覧書類		申請書を受理した日から 1 か月間 (法第 10 条第 2 項に準じる。)
内閣府 N P O 法人ポータルサイト	閲覧書類	法人設立時	事業報告書等が作成されるまでの間 (法第 30 条に準じる。)
		事業報告書等提出後	過去 5 年間に提出されたもの (法第 30 条に準じる。)
	定款 (最新のもの)		常時 (法第 30 条に準じる。)
N P O 活動交流センター	縦覧書類		申請書を受理した日から 1 か月間 (法第 10 条第 2 項に準じる。)
	閲覧書類	法人設立時	事業報告書等が作成されるまでの間 (法第 30 条に準じる。)
		事業報告書等提出後	過去 5 年間に提出されたもの (法第 30 条に準じる。)
	定款 (最新のもの)		常時 (法第 30 条に準じる。)